

第八改正
日本藥局方

第一部

(YRD) (SI=O⁴) 豊年東瀛圖
第八改正
日本藥局方第一部

PHARMACOPOEIA JAPONICA
EDITIO OCTAVA
VOLUMEN I

=監修=
石館守三



常用版

財団法人 日本公定書協会
株式会社 廣川書店

第八改正日本薬局方第一部

— 常用版 —

財団法人日本公定書協会

昭和46年5月31日 初版発行

昭和47年6月15日 3刷発行

著 作 権
所 有 者 財団法人 日本公定書協会
会 長 石 館 守 三

出 版 権
所 有 者 株式会社 廣 川 書 店
代 表 者 廣 川 源 治
東京都文京区本郷3丁目27番14号
電話東京 [03] 814-5561 (代表)
振替 東京 82694 番

製版・印刷
製 本 大日本法令印刷株式会社

第八改正日本薬局方

日本薬局方沿革略記

日本薬局方の制定は明治 13 年 10 月衛生局長長與專齋の建議に基づいて内務卿松方正義が太政官に伺書を提出したことによっている。その伺書の大要は「第一、本邦未た薬局方の律書あらず處方製剤に一定の標準なく、英局方の用量に從て獨局方の製剤を与ふるか如き危險の誤謬を生し易し。第二、製薬をなす者各國各異の薬局方に據りて便宜製煉するを以て其名均しくして其質同しからす其性同しけれとも其稱異なる物市場に紛聚するの弊害を續出せり。第三、輸入薬品の検査に際し我に其良否を判決すべき一定の憑據なきを以て各輸出國の局方に據りて特別の試験を要するか如き當事者其煩雜に堪へす。加之近今製剤業者我薬局方の制なきに乘し外國局方中原質廉價の物を撰抜して調製の用に充て名實紊亂射利相競ふの風日を逐て滋々甚しとす。而して此等の諸弊を防遏するの途一に日本薬局方の制を定むるに在るのみ因て之か選定編纂の事を擧て中央衛生會に委任あらんことを請ふ」とある。明治 13 年 11 月、太政官から中央衛生會に日本薬局方の選定を委任し、14 年 1 月、日本薬局方編集總裁および委員の任命があり、總裁は元老院幹事細川潤次郎、委員は陸軍軍医監松本順、同軍医監林紀、海軍軍医監戸塚文海、一等侍医ドクトル池田謙齋、内務省衛生局長長與專齋、東京大学医学部教授三宅秀、海軍中医監高木兼寛、陸軍二等薬剤正兼二等軍医正永松東海、柴田承桂、東京司藥場教師オランダ人ドクトルエーキマン、横浜司藥場教師オランダ人ドクトルゲールツ、東京大学医学部教師ドイツ人ドクトルペルツおよびドクトルランガルト、オランダ人ドクトルブッケマンであった。

14 年 1 月日本薬局方編集委員会を開始し、その第 1 回において、まず薬局方の通則、体例および詳略の程度を定める件ならびに明治 10 年中内務省から司藥場教師ゲールツおよびドワルスに嘱して仮に編述したオランダ文および邦文薬局方稿本をもって原案に供する件を議決した。そののち、明治 10 年編述の旧稿によらず、別にドイツ文をもって日本薬局方稿本を起草することを議決し、まず収載すべき薬品および附表の品目を定め、統いて明治 15 年から薬局方稿本の編集およびその成案に対する審議を行なった。

明治 16 年 7 月、陸軍軍医監石黒忠憲、陸軍軍医監兼薬剤監緒方維準が日本薬局方編集委員に任命され、17 年 4 月、元老院幹事細川潤次郎が日本薬局方編集總裁を解かれ、内務大輔土方久元が代わって任命された。9 月、東京大学医学部教師ドイツ人ドクトルスクリバ、10 月、オランダ人ドクトルファンデルヘーデンを委員とした。18 年 7 月、参事院議官子爵土方久元が日本薬局方編集總裁を解かれ、内務大輔芳川顯正がこれに代わった。明治 18 年 10 月 13 日、日本薬局方を全部完成し、總裁はこれを内務卿に具申し、12 月、總裁および委員はことごとくその任を解かれた。こうして 19 年 6 月 25 日、内務省令をもって、初めて日本薬局方を発布し、20 年 7 月 1 日からこれを施行した。

この第一版日本薬局方に収載した薬品数は 468、終りに製剤の通則、試薬、定規液および常貯薬以下の 6 表を附け、また全部ラテン語の訳本を作つて内務省から発行した。こうして薬局方の基礎となつたドイツ語稿本の起草は最初ゲールツおよびランガルトが分担し、そのうち、エーキマンが主として担当した。明治 23 年になって内務省衛生局はエーキマンの起稿に係る第一版日本薬局方註釈を発行した。また、委員のはか、薬局方編集に参与したのは横浜司薬場長辻岡精輔、東京大学医学部助教授下山順一郎、同丹波敬三、同丹羽藤吉郎、内務省御用掛林洞海および内務一等技手大中太一郎であった。

明治 21 年 4 月、第一版日本薬局方を改正するため帝国大学医科大学教授ドクトル長井義、同高橋順太郎、同ドクトル下山順一郎、同ドクトル丹波敬三、同樺村精徳、内務三等技師辻岡精輔、同四等技師田原良純、同五等技師櫻井小平太、内務一等技手島田耕一および柴田承桂を日本薬局方編集委員とし、5 月、内務省衛生局長與専齋を日本薬局方調査委員長、海軍軍医大監實吉安純を同委員とした。

日本薬局方調査委員はまず当時の薬局方に追加すべき薬品の品目を議し、塩酸コカインおよびアンチフェブリンの 2 品を採り、その稿案を議定し、明治 21 年 9 月内務省令をもってこれを発布した。そのうち、委員は改正に急を要するところを調査したが、その条項が非常に多く、これを追加で発布することは通覧する上に不便があり、むしろ全面的に修正し、改正薬局方をもって現行薬局方に変更する方が優れていると認め、すみやかに改正の業を完成することに決めた。よって明治 21 年 9 月から、改正薬局方稿案の起草に着手し、23 年 10 月に至るまで順次成案について審議し、明治 24 年 3 月全部の改正稿案を完成し、これを内務大臣に具申し、内務大臣は中央衛生会に諮問して同年 5 月内務省令をもって、改正日本薬局方を発布し、明治 25 年 1 月 1 日からこれを施行した。

第二版日本薬局方が発行されてから、ほとんど 10 年、医学および薬学の進歩に伴つて、再度の改正を必要とするようになり、明治 33 年 3 月勅令第 80 号をもって、日本薬局方調査会官制が発布され、同年 4 月内務省衛生局長谷川泰を日本薬局方調査会会长に、東京帝国大学医科大学教授理学博士薬学博士長井長義、同薬学博士下山順一郎、同薬学博士丹波敬三、同医学博士高橋順太郎、同医学博士青山胤通、衛生試験所技師薬学博士田原良純、同辻岡精輔、同島田耕一、宮内省薬剤師長山田董、陸軍軍医監医学博士小池正直、同薬剤監平山増之助、海軍軍医大監木村壯介、同薬剤監高橋秀松、警視庁技師池口慶三および医学博士樺村清徳を同委員に内務技師宮入慶之助を同幹事に、6 月陸軍三等軍医正平井政道を同委員に任命した。34 年 5 月、医学博士青山胤通委員を解かれ、東京帝国大学教授医学博士入澤達吉が代わって任命された。35 年 3 月、幹事宮入慶之助退官のため、内務技師栗本庸勝がこれに代わった。7 月、長谷川泰会長を解かれ、陸軍軍医監男爵石黒忠憲が代わって任命された。同月、委員医学博士樺村清徳死去し、10 月、佐藤佐が代わって任命され、12 月幹事栗本庸勝転任のため、内務省参事官小原新三がこれに代わった。36 年 4 月、幹事小原新三転任し、内務省衛生局長森田茂吉が代わって任命された。9 月幹事森田茂吉転任し、後任に衛生局長窪田靜太郎が代わって任命された。12 月、医学博士小池正直委員を解かれ、37 年 2 月、東京帝国大学医科大学助教授薬学博士丹羽藤吉郎が代わって任命された。6 月、委員辻岡精輔死去し、7 月、衛生試験所技師齋藤寛猛が代わって任命された。

委員は明治 33 年 5 月、内務省において初回の会議を開き、調査の順序を定め、かつ、現行薬局方はその収載の薬品品目が比較的少數のため、實際上不便があるのでその範囲を拡張することを議決した。しかし、大改正することは長時日を要するので、全部の改正に先立ち、新薬その他の薬品で当時広く使用されていたもの、すなわち没食子酸ほか 32 品、つぎにデフテリア血清ほか 2 品、つぎに消毒用石炭酸水ほか 1 品を現行薬局方に追加することを決め、順次その稿本を議定した。すなわち、明治 33 年 11 月内務省令第 48 号、36 年 6 月内務省令第 3 号、37 年 5 月内務省令第 8 号で発布したものがこれである。こうして明治 39 年 3 月に至り、全編の改正を完了し、これを内務大臣に具申し、内務大臣は同 39 年 7 月内務省令第 21 号をもってこれを発布し、同 40 年 1 月 1 日より、施行した。第三改正日本薬局方がこれである。

日本薬局方の調査はこれを継続する必要があり日本薬局方調査会を常設することとし、明治 39 年 3 月勅令第 53 号をもってつぎの官制が発布された。

日本薬局方調査会官制 (明治三十九年三月勅令第五十三号)
(大正十年四月勅令第百号改正)

第一条 日本薬局方調査会は内務大臣の監督に属し日本薬局方改正に関する事項を調査す

第二条 日本薬局方調査会は会長一人委員十六人以内を以て之を組織す

臨時必要の場合に於ては前項定員の外臨時委員を命ずることを得

第三条 会長、委員及臨時委員は内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

会長及委員の任期は四箇年とす但し必要ある場合に於ては任期中解任することを妨げず
(削除)

第四条 日本薬局方調査会に幹事一人を置き内務省高等官を以て之に充つ

第五条 日本薬局方調査会に主査委員を置くことを得

主査委員は内務大臣委員中より之を命す

第六条 会長は会務及議事を整理し其決議を内務大臣に具申す

第七条 会長事故あるときは内務大臣の指定したる委員其事務を代理す

第八条 幹事は会長の指揮を承け庶務を整理す

第九条 日本薬局方調査会は議事規則を議定し内務大臣の認可を受くへし

第十条 会長、委員及幹事は一箇年五百円以内臨時委員には事件の輕重に応し其都度相当の手当を給することを得 (削除)

第十一条 日本薬局方調査会に書記を置き内務省判任官を以て之に充つ

書記は会長及幹事の指揮を承け庶務に從事す

第十二条 書記には一箇年百円以内の手当を給することを得 (削除)

附 則

本令は明治三十九年四月一日より之を施行す

本令施行の際現に会長、委員、幹事及書記たる者は別に辞令を用ひず其任を解かれたるものとす

明治 39 年 4 月、職員の任命を行ない、以來調査を続行し、その結果としてつぎの諸令

の発布を見ることとなった。

明治 40 年 7 月内務省令第 18 号、防疫用石炭酸追加の件ほか 4 件、明治 41 年 12 月内務省令第 21 号、パクチ水の条項改正の件ほか 4 件、明治 42 年 11 月内務省令第 22 号、硼酸の条中改正の件ほか 34 件、明治 43 年 5 月内務省令第 21 号、阿片の条中改正の件、明治 44 年 12 月内務省令第 20 号、タンニン酸の条項改正の件ほか 11 件、明治 45 年 5 月内務省令第 4 号、ヨードホルム綿の条中改正の件ほか 5 件、大正 2 年 3 月内務省令第 2 号、アセトアニリードの条中改正の件ほか 33 件、大正 2 年 12 月内務省令第 20 号、含水ラノリンの条項改正の件ほか 8 件。

第三改正日本薬局方が発行されたのち、その間、数次の改正を行なったとはい、医学および薬学の進歩に伴い、ことに欧州戦乱の影響によって大改正の必要を認め、大正 4 年 3 月日本薬局方第四次改正を議決し、4 月より調査に着手したが、全部の終了には長時日を要するので、急を要するものはそのたびごとにその発布を具申した。すなわち大正 4 年 10 月内務省令第 11 号、デフテリア血清の条項改正の件ほか 1 件、大正 5 年 1 月内務省令第 1 号乳酸の条中改正の件がこれである。こうして大正 9 年 5 月全部の調査を完了し、新たに収載したもの 73 品、削除されたもの 94 品で、その間、5 年 2 箇月を要した。大正 9 年 12 月内務省令第 44 号をもって発布された第四改正日本薬局方がこれである。その調査に従事した職員の氏名は薬学博士長井長義（会長）、医学博士文学博士森林太郎、薬学博士丹波敬三、木村壯介、医学博士高橋順太郎、医学博士本多忠夫、医学博士三浦謹之助、薬学博士田原良純、薬学博士池口慶三、鶴田禎次郎、薬学博士高橋三郎、薬学博士丹羽藤吉郎、薬学博士山田董、医学博士林春雄、医学博士宇野朗、薬学博士渡邊又治郎、薬学博士磯野周平、薬学博士朝比奈泰彦、佐藤佐（以上委員）、薬学博士西崎弘太郎、高橋増次郎、理学博士柴田桂太（以上臨時委員）、内務書記官山田準次郎、内務書記官湯澤三千男（以上幹事）であった。

薬局方調査会官制中第 3 条第 2 項、第 10 条および第 12 条は大正 10 年 4 月勅令第 100 号をもって削除された。

第四改正日本薬局方が発布されたのち、改正されたものはつぎのとおりである。

大正 12 年 10 月内務省令第 43 号、クレゾール石鹼液の貯法改正の件、大正 14 年 12 月内務省令第 27 号、凡例中改正の件ならびにアセトアニリードの条中改正の件ほか 72 件および試薬燐酸のほか 2 件追加の件、昭和 2 年 5 月内務省令第 29 号、コバインバルサムの条中ほか 1 件改正の件および試薬メチルロート溶液追加の件、昭和 3 年 11 月内務省令第 41 号、アヘンエキスの条項改正の件ほか 3 件条中改正の件。

第四改正日本薬局方が発行されてから 10 年、その間に前後 5 回にわたり 100 余種数 10 項についての改正を行なったが、学術の進歩に伴い新薬新製剤の製出は益々多くなり薬局方の根本的改正を促進する結果となった。そこで昭和 4 年 4 月日本薬局方第五次改正を行なうこととなり同年 9 月第 1 回本会議を開き、大改正の調査に関する全般の方針を定め、同年 10 月より主査委員は各担当の科目について調査に着手し、全部の改正に先立ち緊急を要するものはその都度その発布を具申した。昭和 5 年 10 月内務省令第 31 号、クレゾール石鹼液の条中改正の件及びほか 1 件条項改正の件ならびに海人草ほか 3 件追加の件、昭

和5年12月内務省令第35号、パクチ水削除の件ほか杏仁水の条中改正の件及び葡萄糖ほか6件追加の件がこれである。また昭和6年12月から委員中特に編集委員を選定した。こうして昭和4年9月改版に着手してから昭和6年12月に至る2年3箇月間に、主査委員会64回、本会議28回を開催し、全編の改正を完了し内務大臣に具申した。この改正において新たに収載した薬品46品、削除した薬品85品、実験および調査により改正または加除したもの900余件、その他字句文章の改訂はほとんど全部にわたり行なった。

昭和7年6月内務省令第21号でこれを発布し、同年10月1日から施行した。すなわち第五改正日本薬局方がこれである。その調査に従事した職員の氏名は薬学博士池口慶三(会長)、医学博士三浦謹之助、鶴田頃次郎、栗本庸勝、医学博士林春雄、薬学博士西崎弘太郎、薬学博士近藤平三郎、薬学博士渡邊又治郎、医学博士島薗順次郎、薬学博士高橋三郎、薬学博士慶松勝左衛門、薬学博士朝比奈泰彦、薬学博士磯野周平、医学博士北島多一、医学博士西野忠次郎、薬学博士服部健三、薬学博士緒方章(以上委員)、理学博士柴田桂太、薬学博士刈米達夫、今野運治、薬学博士杉井善雄、薬学博士瀧野勇(以上臨時委員)、内務書記官白松喜久代(幹事)であった。

日本薬局方調査会官制は昭和10年9月勅令第274号をもって新たに改正公布され、同時に明治39年勅令第53号日本薬局方調査会官制は廃止された。

日本薬局方調査会官制 (昭和十年九月二十日勅令第二百七十四号)

第一条 日本薬局方調査会は内務大臣の監督に属し其の諮問に応し日本薬局方の改正及衛生試験の方法に関する事項を調査審議す

第二条 調査会は会長一人及委員十六人以内を以て組織す

特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くことを得

第三条 会長は内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず

委員及臨時委員は内務大臣の奏請に依り関係各庁高等官及学識経験のある者の中より内閣に於て之を命す

会長並に学識経験ある者の中より命ぜられたる委員及臨時委員の任期は四年とす

但し会長及委員は特別の事由ある場合に於て、臨時委員は特別の事由ある場合又は当該特別事項の調査審議終了したる場合に於て任期中之を解任することを妨げず

第四条 会長は会務を總理す

会長事故あるときは内務大臣の指名する委員其の職務を代理す

第五条 調査会に幹事を置く内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命す

幹事は会長の指揮を承け庶務を整理し臨時命を受け第一条に掲くる事項の調査に従事す

第六条 調査会に書記を置く内務大臣之を命す

書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

明治三十九年勅令第五十三号日本薬局官制は之を廢止す

諸調査会等の職員旅費支給規則中日本薬局方調査会の職員に関する規定は本令に依る日本

薬局方調査会に関する規定とす

昭和13年1月厚生省が新設され、日本薬局方調査会は内務大臣から厚生大臣の監督に属することになった。昭和23年7月に法律第197号をもって薬事法が新たに改正公布され、同法第61条によつて、昭和10年勅令第274号日本薬局方調査会官制は廃止され、同法に基づいて薬事委員会を設立し同委員会内に公定書小委員会が設置され、公定書すなわち日本薬局方および国民医薬品集ならびにそれらの追補に関する原案を厚生大臣に提出する機関として新たに発足することになった。また同法第30条に基づき、ここに厚生大臣は公定書を発行し公布することになった。

第五改正日本薬局方を発布したのち、改正されたものはつぎのとおりである。

昭和7年10月内務省令第34号、試薬稀硝酸中改正の件。昭和8年12月内務省令第50号、一般試験法中改正の件ならびに葛澱粉の条中改正の件ほか4件および規液十分定規チオ硫酸ソーダ液中改正の件。昭和11年7月内務省令第18号、ベタナフトールの条中改正の件および劇薬表中改正の件。昭和12年5月内務省令第20号、乳酸の条中改正の件ほか21件。昭和13年6月厚生省令第9号、ホルマリン石鹼液の条中改正の件ほか5件。昭和14年8月厚生省令第27号、一般試験法中改正の件ならびにアセトンの条中改正の件ほか103件、常備薬表、毒薬表および劇薬表中改正の件、アセタルゾールほか63件追加の件およびキナ酒ほか一件削除の件。昭和16年12月厚生省令第55号、凡例中5項目追加の件、一般試験法中改正の件ならびにアセトアニリードの条中改正の件ほか166件および劇薬表中改正の件、甘諸澱粉ほか4件追加の件およびゲンチアナエキス削除の件。昭和17年11月厚生省令第57号、凡例中改正の件ならびにクレゾールの条中改正の件外14件および常備薬表中改正の件、アセトスルファミンほか4件追加の件およびクレゾールほか3件削除の件。昭和18年11月厚生省令第49号、白糖の条中改正の件ほか1件。昭和19年4月厚生省令第15号、凡例中改正の件、一般試験法中改正の件ならびにアセタルゾールの条中改正の件ほか84件および試薬中改正の件、玉蜀黍澱粉ほか25件追加の件および塩酸キニーネ丸ほか3件削除の件。昭和19年9月厚生省令第32号、塩化カルシウムの条中改正の件ほか2件、硫酸コデインほか2件追加の件、ルゴール液削除の件およびアミノ安息香酸エチルほか23件別名追加の件。昭和20年3月厚生省令第8号、イヒチオール坐剤の条中改正の件ほか10件および消毒用アルコールほか1件追加の件。昭和21年3月厚生省令第13号、ビタミンC末の条中改正の件ほか3件およびヅルチン追加の件。昭和21年6月厚生省令第27号、常備薬表中改正の件。昭和21年10月厚生省令第44号、ビタミンB₁注射液の条中改正の件。昭和22年1月厚生省令第3号、リゾールの条中改正の件ほか2件。昭和23年5月厚生省令第15号、ビタミンB₁液の条中改正の件ほか8件。

昭和10年9月日本薬局方調査会官制の改正公布に伴い会長池口慶三はその任を解かれ、慶松勝左衛門が代わって会長に命ぜられた。委員も相当の変動があり、また、以後委員は沈滯を更新するために現職主義を採用した。昭和22年5月会長慶松勝左衛門はその任を解かれ、昭和22年10月緒方章が代わって会長に任命された。昭和23年10月日本薬局方調査会が廃止され、新たに薬事委員会内に公定書小委員会が設立され委員長に緒方章が推挙された。

昭和7年6月第五改正日本薬局方を発布したのち、昭和23年10月に日本薬局方調査会を廃止するまでにその調査に従事した職員氏名はつぎのとおりである。

会長	池口慶三	門彦平	作浩一	彦藏郎	司蔵雄郎	太郎	民次郎	太造吉	茂夫	明助次
委員	浅野三千	左泰守	勝英	周吳	多親	康次	誠西	猛太	次健	直間信
	石館三千	泰守	英兎	神北	北小坂	島高	島高	宮野	忠田	利浦川
	落合二丸	英兎	達庸芳	神北	坂島	島高	中西	野部	田尾	三宮
	加刈栗丸	英兎	桂重	北小坂	島高	高田	服藤	田尾	松山	川
	小柴	桂重	新肥後	高田	橋宮	中西	藤松	又三田	渡邊	文尾
	柴菅	新肥後	太郎	鶴中田	野	服藤	松	邊田	池今	佐木
	高橋	太郎	太郎	田崎	野	部	尾	又文	清湯	杉
	中田	太郎	太郎	忠春	部	田	村	治郎	石大加	伊
	田	太郎	太郎	英春	田	中	又	孫治郎	岡藤	小
	鶴	太郎	太郎	英良	山	西	又	治郎	福岡	神木
	西	太郎	太郎	誠良	川	服	又	太郎	藤崎	木
	煙	太郎	太郎	誠良	本	藤	又	太郎	野上	慶
	林	太郎	太郎	誠良	見	松	又	太郎	松野	清
	町	太郎	太郎	誠良	尾	坂	又	太郎	黒坂	相
	三	太郎	太郎	誠良	喜	白	又	太郎	白寺	長
	山	太郎	太郎	誠良	庄	寺	又	太郎	原宮	日
	阿	太郎	太郎	誠良	谷	原	又	太郎	田森	村
	河	太郎	太郎	誠良	井	宮	又	太郎	澤南	原
	篠	太郎	太郎	誠良	江	百	又	太郎	原原	口
	村	太郎	太郎	誠良	掛	瀬	又	太郎	山	山
	井	太郎	太郎	誠良	本	福	又	太郎	澤	口
	江	太郎	太郎	誠良	見	地	又	太郎	佳	志
	掛	太郎	太郎	誠良	尾	言	又	太郎	正義	孝
	上	太郎	太郎	誠良	喜	福	又	太郎	原	正
	熊	太郎	太郎	誠良	庄	地	又	太郎	原	一
	酒	太郎	太郎	誠良	谷	言	又	太郎	山	一
	白	太郎	太郎	誠良	井	百	又	太郎	澤	志
	松	太郎	太郎	誠良	喜	瀬	又	太郎	吉	志
	邊	太郎	太郎	誠良	庄	勉	又	太郎	正	一
	間	太郎	太郎	誠良	洋	米	又	太郎	義	一
	野	太郎	太郎	誠良	威	田	又	太郎	正	一
	福	太郎	太郎	誠良	久	瀬	又	太郎	吉	一
	地	太郎	太郎	誠良	左	勉	喜	太郎	正	一
	言	太郎	太郎	誠良	正	米	喜	太郎	吉	一
	百	太郎	太郎	誠良	間	田	喜	太郎	正	一
	瀬	太郎	太郎	誠良	秋	喜	一郎	太郎	吉	一
	米	太郎	太郎	誠良	福	喜	一郎	太郎	正	一
	田	太郎	太郎	誠良	地	喜	一郎	太郎	吉	一
	喜	太郎	太郎	誠良	言	百	喜	太郎	正	一
	一	太郎	太郎	誠良	一	瀬	喜	太郎	吉	一
	郎	太郎	太郎	誠良	郎	勉	一	太郎	正	一
						米	喜	太郎	吉	一

実に 18 年を経過し、前述のとおりこの間に前後 16 回の改正が行なわれた。その間、薬局方の全面的改正の必要があったが、当時戦時下の国情は到底実現の困難なものであった。従って昭和 14 年および昭和 19 年に行なわれた改正は、収載医薬品も 658 品目から 758 品目に増加され、改正の事項もはなはだ多岐にわたり、本質的には改版に等しいものであった。その後の科学の進歩発達、新医薬品の発見発明は治療界に画期的な影響を与え、昭和 20 年第二次世界大戦の終結と共に、わが国においても急速に医薬品の変貌を見るに至ったので、これに応じてわが国の薬局方も全面的改正の必要に迫られた。ことにわが国に重大な関係のあるアメリカ合衆国薬局方は、1947 年に改正されたので、昭和 22 年 5 月日本薬局方調査会は第六次改正を行なうことを議決し、同年 7 月この新薬局方を範として調査に関する全般の大方针を決定するに至った。また組織についても広く知識を糾合して調査の万全を期する目的で、総括、有機、無機、生薬、製剤、血清ワクチン及び試薬の各部会を設置し、有機、無機、生薬及び製剤の各部会は更に第一部会（東京）及び第二部会（関西）に分けて結成し、部会長及び部員の任命を行ない、これを運営する大綱を定め、直ちに具体的調査に着手した。このようにして昭和 22 年 7 月改版に従事してから昭和 25 年 8 月に至るまで 3 年 1 箇月の間、委員会 5 回、総合連絡会 4 回、総括部会 116 回、有機第一部会 42 回、有機第二部会 51 回、無機第一部会 21 回、無機第二部会 37 回、生薬第一部会 41 回、生薬第二部会 65 回、製剤第一部会 56 回、製剤第二部会 39 回、血清ワクチン部会 20 回及び試薬部会 20 回を開催し全編の改正を終了した。これより先、厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和 24 年 5 月法律第 154 号）により、薬事法の一部を改正し、薬事委員会は薬事審議会と改め、緒方章引き続き会長の任に当たり、公定書小委員会は公定書小審議会と改称して引き続き調査に従事し、昭和 25 年 10 月薬事審議会の議決を経て原案を厚生大臣に提出した。厚生大臣は昭和 26 年 3 月厚生省告示第 31 号をもって、第六改正日本薬局方として公布した。この改正において新たに収載したもの 141 品、削除したもの 243 品、収載品目は 634 品であった。

第六改正日本薬局方に従事した者はつぎのとおりである。

公定書小審議会

委員長 緒 方 章

委員 東 龍 太 郎

阿 部 勝 馬

石 館 守 三

大 塚 一 矩

落 合 英 二

尾 隠 山 秀 雄

柿 沼 吾 作

柿 沼 三 郎

刈 米 達 夫

木 村 康 一

木 村 雄 四 郎

桑 田 智

慶 松 一 郎

小 島 三 郎

小 林 芳 人

近 藤 龍

清 水 藤 太 郎

菅 澤 重 彦

高 木 誠 司

高 橋 西 藏

竹 内 甲 子 二

辰 濃 尚 次 郎

田 中 丑 雄

田 宮 猛 雄

中 村 敬 三

西 野 忠 次 郎

野 口 敬 身

烟 忠 三

福 地 言 一 郎

不 破 龍 登 代

松 尾 仁

村 山 義 温

矢 野 潔

部長	夫智郎	達太郎	雄雄三郎	治郎	夫威一彌孟剛郎	文介一三藏藏郎	雄代郎	見孝厚
副部長	雄太郎	正太郎	武豊二郎	顯太一正	喜玄太	尚恭英雄多知	久秀登	三正一邊
委員長	茂川正	井正	増田野	岡木崎	島井田	村沢橋	邊田樺瀬村	羽山見
委員	清石今	上宇大	小笠川	黒木酒	櫻嶋下	閑高田	津富長中	丹原平福不三柳山渡
委員	治三郎	也雄二郎	久三郎	雄一	剛二郎	穂雄	熊三憲	寛一郎一一武晃勤
委員	三郎	忠基	覺十	高均	龍文	廣一	東武承	友次久二佳敬
委員	四郎	藤忠	藤四郎	井福	江喜	善枝	承枝	次久二佳敬
委員	五郎	藤本崎	見ケ原	藤田橋	内海口	枝敬	中元	次久二佳敬
委員	六郎	木近	内海口	木橋本	田澤木木	中元	松澤村	大山地
委員	七郎	煙石	木近	木橋本	木木木木	木木木木	木木木木	木木木木
委員	八郎	伊植	石伊植	歌江	栗河西坂	栗河西坂	栗河西坂	栗河西坂
委員	九郎	歌江	歌江	岡掛鐘	河西坂	河西坂	河西坂	河西坂
委員	十郎	岡掛鐘	岡掛鐘	栗河西坂	柴下鈴	柴下鈴	柴下鈴	柴下鈴
委員	十一郎	栗河西坂	栗河西坂	栗河西坂	高田塚	高田塚	高田塚	高田塚
委員	十二郎	河西坂	河西坂	河西坂	恒長中	恒長中	恒長中	恒長中
委員	十三郎	柴下鈴	柴下鈴	柴下鈴	西橋檜	西橋檜	西橋檜	西橋檜
委員	十四郎	高田塚	高田塚	高田塚	福藤堀	福藤堀	福藤堀	福藤堀
委員	十五郎	恒長中	恒長中	恒長中	矢山和	矢山和	矢山和	矢山和
委員	十六郎	西橋檜	西橋檜	西橋檜	山和	山和	山和	山和
委員	十七郎	福藤堀	福藤堀	福藤堀	山和	山和	山和	山和
委員	十八郎	矢山和	矢山和	矢山和	和	和	和	和
委員	十九郎	山和	山和	山和	和	和	和	和
委員	二十郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	二十一郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	二十二郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	二十三郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	二十四郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	二十五郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	二十六郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	二十七郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	二十八郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	二十九郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	三十郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	三十一郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	三十二郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	三十三郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	三十四郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	三十五郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	三十六郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	三十七郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	三十八郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	三十九郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	四十郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	四十一郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	四十二郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	四十三郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	四十四郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	四十五郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	四十六郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	四十七郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	四十八郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	四十九郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	五十郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	五十一郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	五十二郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	五十三郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	五十四郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	五十五郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	五十六郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	五十七郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	五十八郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	五十九郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	六十郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	六十一郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	六十二郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	六十三郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	六十四郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	六十五郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	六十六郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	六十七郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	六十八郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	六十九郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	七十郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	七十一郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	七十二郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	七十三郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	七十四郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	七十五郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	七十六郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	七十七郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	七十八郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	七十九郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	八十郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	八十一郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	八十二郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	八十三郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	八十四郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	八十五郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	八十六郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	八十七郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	八十八郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	八十九郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	九十郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	九十一郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	九十二郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	九十三郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	九十四郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	九十五郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	九十六郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	九十七郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	九十八郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	九十九郎	和	和	和	和	和	和	和
委員	一百郎	和	和	和	和	和	和	和

第六改正日本薬局方公布後、追補をもって、改正および追加されたものはつぎのとおりである。

昭和 26 年 12 月厚生省告示第 281 号、緒言中改正の件、通則中改正の件および通則第 49 項追加の件、亜鉛華の条中改正の件ほか 167 件、製剤総則中改正の件、一般試験法中改正の件、1949 年万国原子量表中改正の件、INDEX NOMINUM 中改正の件ならびに日本名英名対照表中改正の件。昭和 27 年 8 月厚生省告示第 223 号、常水基準およびブドウ酒基準追加の件ならびに一般試験法中試薬および容量分析用標準液に一部追加の件。昭和 28 年 10 月厚生省告示第 319 号、安息香酸ナトリウムの条中改正の件ほか 22 件および常水基準中改正の件。昭和 30 年 3 月厚生省告示第 64 号、通則中改正の件、アヘン末の条中改正の件ほか 37 件、塩酸オキシテラサイクリンの条ほか 3 条追加の件、塩酸ストレプトマイシンの条ほか 10 条削除の件、ブドウ酒基準中改正の件、製剤総則中改正の件およびエリキシル剤の項ほか 2 項目追加の件ならびに一般試験法中改正の件、吸光度測定法の項ほか 6 項目および試薬、試液、指示薬、容量分析用指示薬試液、容量分析用標準液に一部追加の件。昭和 30 年 12 月厚生省告示第 392 号、通則中改正の件、インシュリン注射液の条中改正の件、製剤総則中改正の件および一般試験法中改正の件。昭和 31 年 12 月厚生省告示第 379 号、アセタルゾールの条中改正の件ほか 25 件、注射用アルゼノベンゾールナトリウムの条ほか 4 条追加の件、常水基準中改正の件、製剤総則中改正の件ならびに一般試験法中改正の件および試薬、試液に一部追加の件。昭和 33 年 5 月厚生省告示第 143 号、アルコールの条中改正の件ほか 16 件、ジキタリス末の条追加の件および一般試験法中改正の件。昭和 34 年 11 月厚生省告示第 339 号、カオリンの条中改正の件ほか 10 件、製剤総則中改正の件および一般試験法中改正の件。

この間、薬事審議会は、審議会等の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭和 26 年 6 月法律第 174 号）により、薬事法の一部を改正し、公定書小審議会は公定書部会に改められ、部会長に緒方章引き続きこの任に当たった。さらに、新たに薬事法（昭和 35 年 8 月法律第 146 号）の制定に伴い、薬事審議会は中央薬事審議会と改ため、公定書部会は日本薬局方部会と改称し、部会長緒方章引き続きこの任に当たった。また、同法附則第 8 条の規定により、第六改正日本薬局方および第二改正国民医薬品集はそれぞれ日本薬局方第一部および日本薬局方第二部とみなすこととなった。

第六改正日本薬局方を昭和 26 年 3 月公布したのち、医薬品の急激な進歩、試験法の発達などの情勢に伴い、日本薬局方の全面的改正の必要を生じ、薬事法第 30 条（昭和 23 年法律 197 号）の規定により、薬事審議会は厚生大臣の諮問に応じて第七次改正日本薬局方の作成に着手することになった。しかし当時、追補および第二改正国民医薬品集の改正終了と共に、引き続き直ちに第七次改正日本薬局方の調査に着手した。まず、同年 9 月組織およびその改正の方針を決定した。組織については大改正の調査に万全を期する目的で、東西連絡会、関東総括部会、関西総括部会、関東および関西の生薬部会、同じく製剤部会の各専門部会を順次結成し、さらに特殊専門部会として、分析小委員会および薬用量小委員会を設け、それぞれ部会長および調査員を委嘱した。こうして昭和 30 年改正に着手してから昭和 36 年 3 月までの間、公定書部会 4 回、東西連絡会 4 回、関東総括部会 58 回、関西総括部会 35 回、関東生薬部会 49 回、関西生薬部会 38 回、関東製剤部会 36 回、関西製剤部会 37

回、分析小委員会 70 回、薬用量小委員会 9 回を開催し、全編の調査を終了した。なお、原案の作成については東京医薬品工業協会技術委員会および大阪医薬品協会技術委員会の協力を得た。この間、薬事法（昭和 35 年法律 145 号）の制定により、同法第 41 条の規定にしたがって第六改正日本薬局方および第二改正国民医薬品集はそれぞれ日本薬局方第一部および日本薬局方第二部とみなされることになった。これにより本改正は第七改正日本薬局方第一部として、昭和 36 年 3 月 23 日薬事審議会の議決を経て、原案を厚生大臣に答申した。この改正において新たに収載したもの 177 品目、改正前の日本薬局方第一部から引き続き収載したもの 379 品目、改正前の日本薬局方第二部から転載したもの 207 品目で全収載品目数は 763 品である。なお、改正前の日本薬局方第一部から日本薬局方第二部に移したもの 195 品で、また、削除したもの（日本薬局方外医薬品となったもの）は 74 品目である。

第七改正日本薬局方第一部の調査改正に従事した者はつぎのとおりである。

中央薬事審議会日本薬局方部会

部会長	緒 方 章	阿 部 勝 馬	石 館 守 三
委 員	秋 谷 七 郎	伊 藤 四 十 二	牛 丸 義 留
	一 丁 田 健 一	大 久 保 義 夫	大 塚 一 矩
	大 岡 増 二 郎	刈 米 達 夫	木 村 雄 四 郎
	掛 見 喜 一 郎	小 林 芳 人	菰 田 太 郎
	熊 谷 洋	高 木 誠 司	高 田 浩 運
	清 水 藤 太 郎	長 澤 佳 熊	中 村 敬 三
	高 田 正 己	煙 忠 三	日 南 田 義 治
	野 上 寿	不 破 龍 登 代	美 甘 義 夫
	福 地 言 一 郎	森 本 潔	山 本 展 由
		上 尾 庄 次 郎	加 藤 貞 武
臨 時 委 員	桑 田 智	中 野 勇	木 村 康 一

日本薬局方調査会

部会長	青 木 大	掛 見 喜 一 郎	木 村 康 一
	木 村 雄 四 郎	酒 井 威	長 澤 佳 熊
	不 破 龍 登 代		
調査員	青 木 大	朝 比 奈 晴 世	朝 比 奈 正 人
	天 野 栄 三	石 川 正 鮎	池 田 良 雄
	市 川 重 春	板 井 孝 信	井 上 康 治
	井 上 隆 夫	今 閔 和 泉	岩 田 義 彦
	印 藤 元 一	上 尾 庄 次 郎	植 田 卵 太 郎
	植 田 高 三	上 田 栄	上 田 武 雄
	宇 野 豊 三	梅 澤 濱 夫	江 本 龍 雄
	近 江 岸 隆 太 郎	緒 方 章	小 川 俊 太 郎

奥田拓一郎	田治保秀郎	孝信郎
掛見喜郎	田健保	弘彌二郎
鎌勝一郎	田四津	一穂夫
北野茂郎	田三太	豊一郎
木本頼三郎	田喜	穢夫治
河内善一郎	田玄承	三郎
木島正一郎	田敬次	一代男
坂井節夫	田健	由一男
櫻井夫人	田中	由厚
澤下剛	田不	夫
相山庸吉	澤佳	忠
高木誠道	村登	武
滝山誠司	地路	忠言
木戸義道	田福	一
武田道藏	藤登	代男
田富英一郎	本郁	由一
村善一郎	松順	由
富樺英雄	中辰	夫
長瀬上	藤展	厚
野橋本	本俊	不
檜山庸平	吉俊	不
藤井五一郎	川和	不
藤永善作	利田	不
星野誠清	和田	不
水谷清迪	義昌	不
森島助助		不
八木弥助		不
山口一孝		不
吉田寛英		不
渡辺武		不

第七改正日本薬局方第二部は薬事法（昭和35年法律第145号）第41条の規定に基づき昭和36年4月厚生省告示第76号をもって公布されたが、同法第41条第2項に「第二部には、主として混合製剤及びその原薬たる医薬品を収める」と規定されているので、その趣旨に従い第六改正日本薬局方から195品目、第二改正国民医薬品集から269品目計464品目が選定された。しかしながら当時は薬事法の公布に伴い日本薬局方第一部の制定に専念していたため、その改定はのちに行なうこととし、とりあえず品目の選定だけが行なわれた。従って同じ日本薬局方でありながら第一部と第二部では表現の方法が異なるほか、通則、製剤総則、一般試験法が異なるという矛盾が生じたため、早急にこれらを統一する

必要がおきたのである。このような状況から昭和36年12月厚生大臣は中央薬事審議会に対し、第二部改定の可否に関する諮問を行ない、同審議会は同年12月18日、日本薬局方部会を開催して改定を行なうべきことが議決し、これらを調査審議するための組織及び改定方針の決定を行なった。改定方針としてはまず表現方法を第一部に統一することとし、内容については必要やむを得ない事項のみを改定することとした。次にこれらを審議する組織としては常任調査部会、化学薬品調査部会、生薬調査部会、製剤調査部会及び特殊専門調査部会の5調査部会が設けられた。その後35回におよぶ調査部会の審議を経て原案が厚生大臣に答申され、昭和37年12月厚生省告示第416号をもって第二部を改定公示したが、この改定において削除したものは日本ケイ皮及びショウキョウシロップの2品目、新たに収載したものはイクタモール軟膏、オレイン酸、石ケン・カンフルリニメント及び炭酸水素カリウムの4品目、計466品目が収載されたのである。

しかるに以上の改定においてはその改定方針にも示されているように表現方法を第一部に統一することに止め、品目の改廃をほとんど行なわなかったため、日進月歩の医薬品業界の実態に沿うような新らしい第二部の作成が強く望まれたのである。

このような事情から昭和38年2月22日、日本薬局方部会で、昭和40年度に第二部の全面的な改定を行なうべきことが議決され、さらに日本薬局方調査会総合調査部会（常任調査部会を改称）において改定方針が審議された。すなわち、その収載基準は薬事法第41条第2項の規定に従うこととは勿論であるが、これが参考に資するため、現行第二部に収載している医薬品の使用頻度調査及び削除あるいは新たに収載を希望する品目の調査を行なうこと、また命名小委員会を設置して正名の検討を行なうことが議決された。

昭和38年12月厚生省は日本公定書協会に対し第二部収載医薬品の使用頻度調査の実施方を依頼し、同協会は病院2,099件、薬局2,165件、医薬品製造業910件、生薬取扱業94件を対象とし、昭和37年1～12月を調査対象期間としてこの調査を実施した。さらに同協会は、使用頻度調査と併行して日本医師会等関係諸団体の品目改廃と新収載希望品目の調査を実施し、それらの結果が昭和39年3月厚生省薬務局長に報告があった。その結果を参考とし、3回におよぶ総合調査部会で検討されたのち、収載予定品目を選定、ひき続き昭和40年2月17日中央薬事審議会日本薬局方部会、同年3月23日同常任部会に上程、審議議決されて収載全品目が厚生大臣に答申された。

この答申に基づき各調査部会では原案作成の審議が開始され、化学薬品調査部会60回、製剤調査部会14回、生薬調査部会48回が開催され、その間必要な都度特殊専門調査部会の調査員が出席して油類等の検討が行なわれるとともに、命名小委員会で名称の統一が行なわれるなど、ここに収載全品目の調査審議が終了したのである。

その後、総合調査部会における総括審議を経て、昭和40年12月18日、中央薬事審議会日本薬局方部会、昭和41年2月7日、常任部会に上程、審議議決されて原案が厚生大臣に答申された。

この答申に基づき旧第二部から継続収載されたもの270品目、削除されたもの196品目、新たに収載されたもの103品目、計373品目が収載された。

第七改正日本薬局方第二部の調査改正に従事した者は次のとおりである。

中央薬事審議会日本薬局方部会

部会長	刈米達夫	阿部勝馬	伊藤四十二
委員	秋谷七郎	板井孝信	大久保義夫
	石館守三	掛見喜一郎	春日正隆
	大塚一矩	鈴木誠太郎	杉山不二
	熊谷洋	野上壽	不破龍登代
	中村敬三		
	山本展由		
臨時委員	一丁田健一	服部順五	福地言一郎

日本薬局方調査会

部会長	刈米達夫	櫻井喜一	下村孟
	山本展由		
調査員	青木大治	池田良雄	板井孝信
	井上康治	井上隆夫	井上哲男
	今関和泉	印藤元一	上野高正
	宇野豊三	江島昭	榎本栄司
	掛見喜一郎	刈米達夫	木村康一
	久保文苗	桑野重昭	河内善一郎
郡定	之寛	木島正夫	櫻井喜一
	櫻井寛	澤田弘	清水藤太郎
	下村孟	鈴木郁生	鈴木誠太郎
	高橋眞太郎	谷村顯雄	田村善藏
	辻章夫	都筑新太郎	長瀬雄三
	中山巖	永山芳男	名取信策
	西本和光	野上壽	長谷川淳
	服部順五	福地言一郎	不破龍登代
	松井宣也	山口一孝	山本展由
	吉田文三	吉村淳	

第七改正日本薬局方第一部公布後、改正および追加されたものは、つぎのとおりである。

昭和37年12月1日厚生省告示第416号、リン酸リボフラビンの条中改正の件および一般試験法中改正の件、昭和38年4月6日厚生省告示第176号、アセチルサリチル酸の条中改正の件ほか5件、一般試験法中改正の件および試薬、試液、容量分析用標準液中追加の件、昭和38年11月29日厚生省告示第540号、アセチルサリチル酸の条中改正の件ほか35件、一般試験法中改正の件および試薬、試液中追加の件、昭和40年5月28日厚生省告示第295号、アセチルサリチル酸の条中改正の件ほか30件、一般試験法中改正の件および容量分析用標準液中追加の件、昭和44年8月11日厚生省告示第276号、エリスロマイシンの条中改正の件ほか29件および硫酸コリスチンの条ほか1条追加の件、昭和44年12月20日厚生省告示第403号、カンフルの条中改正の件ほか3件改正の件。